

○平戸市個人情報保護条例施行規則

平成17年12月27日

規則第152号

改正 平成19年 9 月25日規則第53号
平成20年12月17日規則第60号
平成22年 3 月25日規則第19号
平成26年 3 月25日規則第 5 号
平成26年 3 月25日規則第14号
平成27年12月25日規則第47号
平成28年 3 月31日規則第47号
平成30年12月17日規則第24号
令和 3 年12月21日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、平戸市個人情報保護条例（平成17年条例第230号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第2条 条例に規定する書面等の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定による届出、条例第6条第3項の規定による届出及び条例第11条第1項の規定による届出 個人情報取扱事務登録簿・個人情報ファイル登録簿・個人情報取扱事務委託等登録簿（様式第1号）
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書 身分証明書（様式第4号）
- (5) 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書 身分証明書（様式第5号）
- (6) 条例第17条第1項に規定する書面 個人情報開示請求書（様式第6号）
- (7) 条例第21条第1項に規定する書面 個人情報開示決定通知書（様式第7号）
- (8) 条例第21条第2項に規定する書面 個人情報一部開示決定通知書（様式第8号）
- (9) 条例第21条第3項に規定する書面 個人情報不開示決定通知書（様式第9号）
- (10) 条例第22条第2項に規定する書面 個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第10号）
- (11) 条例第23条に規定する書面 個人情報開示決定等期限特例適用通知書（様式第11号）
- (12) 条例第24条第1項に規定する書面 個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第12号）
- (13) 条例第24条第2項に規定する書面 個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第13号）
- (14) 条例第24条第1項及び第2項に規定する意見書 個人情報開示決定等に係る意見書（様式第14号）
- (15) 条例第24条第3項に規定する書面 個人情報開示決定第三者あて通知書（様式第15号）

号)

- (16) 条例第27条第1項に規定する書面 個人情報訂正等請求書(様式第16号)
- (17) 条例第28条第1項に規定する書面 個人情報訂正等決定通知書(様式第17号)
- (18) 条例第28条第2項に規定する書面 個人情報一部訂正等決定通知書(様式第18号)
- (19) 条例第28条第3項に規定する書面 個人情報不訂正等決定通知書(様式第19号)
- (20) 条例第29条第2項に規定する書面 個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第20号)
- (21) 条例第32条の規定による通知 個人情報開示等審査諮問通知書(様式第21号)
- (22) 条例第33条において準用する条例第24条第3項に規定する書面 不服申立てに対する決定第三者あて通知書(様式第22号)

(一部改正〔平成27年規則47号〕)

(個人情報保護管理者)

第3条 条例第9条第2項に規定する個人情報保護管理者は、別表第1左欄に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者とする。

(遵守事項等)

第4条 条例第25条第1項の規定により個人情報を閲覧し、又は視聴する者は、当該個人情報を変更し、破損し、又は汚損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第25条第1項の規定による写しの交付部数は、1部又は1巻とする。

(個人情報の写しの作成等に要する費用)

第5条 条例第30条第2項に規定する個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 個人情報の写しの作成に要する費用 別表第2に定める額
- (2) 個人情報の写しの送付に要する費用 郵便等料金の額

(一部改正〔平成19年規則53号〕)

(出資法人等)

第6条 条例第43条に規定する市が出資する法人等のうち市長が定めるものは、一般財団法人平戸市振興公社とする。

(全部改正〔平成26年規則5号〕、一部改正〔令和3年規則37号〕)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平戸市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 平戸市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則(平成17年平戸市規則第16号)は、廃止する。

附 則(平成19年9月25日規則第53号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月17日規則第60号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第19号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第14号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第47号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第47号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月17日規則第24号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規則第37号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（全部改正〔平成27年規則47号〕、一部改正〔平成30年規則24号〕）

市長	1 平戸市行政組織条例（平成26年平戸市条例第4号）第1条の規定により設置された部の長 2 会計課長 3 消防長 4 水道局長 5 病院局長
議会	事務局長
教育委員会	教育次長
選挙管理委員会	事務局長
監査委員	事務局長
農業委員会	事務局長
固定資産評価審査委員会	書記

別表第2（第5条関係）

個人情報の種類	金額	
1 文書、図面、フィルム及び電磁的記録（録音及び録画に係るものを除く。）	普通紙白黒日本工業規格A3判以下	1面につき10円
	その他の場合	実費相当額
2 写真	実費相当額。ただし、乾式複写機で普通紙に複写したときは、第1号の区分の金額とする。	
3 録音及び録画に係るもの	録音テープ等を実施機関が購入した場合	実費相当額

録音テープ等を開示請求者が 持参又は送付した場合	無料
-----------------------------	----

様式第1号（第2条関係）

- ☐ 個人情報取扱事務登録簿
☐ 個人情報ファイル登録簿
☐ 個人情報取扱事務委託等登録簿

※該当する登録簿を■で選択してください。
年 月 日現在

登録番号

—

所	管	課										
事	務	の	名									
事	務	の	目									
フ	ァ	イ	ル									
特	定	個	人									
の	該	当	の									
情	報	フ	ァ									
有	無											
特	定	個	人									
イ	ル	に	あ									
経	常	的	な									
提	供											
先												
特	定	個	人									
イ	ル	に	あ									
正	・	削	除									
止	・	利	用									
い	て	中	止									
適	用	第	2									
は	、	さ	れ									
		な	い									
		場	合									
		内	容									
フ	ァ	イ	ル									
の												
目												
的												
委	託	事	務									
等												
の												
名												
称												
委	託	事	務									
等												
の												
目												
的												
受	託	者	等									
の												
名												
称												
対												
象												
者												
個 人 情 報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項				経 歴 等 の 状 況				財 産 等 の 状 況			
	項目	事務	ファイル	委託	項目	事務	ファイル	委託	項目	事務	ファイル	委託
	個人番号				学業・学歴				所得・収入			
	氏 名				職業・職歴				資産の状況			
	性 別				資 格				課税・納税			
	生年月日等				賞 罰				取引の状況			
	本籍・国籍				成績・評価				債務の状況			
	住 所				職業上の地位				口座番号			
	電話番号											
	心 身 の 状 況				生 活 の 状 況				制 限 的 記 録 項 目			
	項目	事務	ファイル	委託	項目	事務	ファイル	委託	項目	事務	ファイル	委託
	体格・体力				家族状況				思想・信条			
	運動能力				親族状況				宗 教			
	健康状態				婚 姻				人種・民族			
	傷病歴				居住状況				犯罪歴			
	障 害				社会的活動							
	写 真				趣味・し好							
備 考												

様式第4号（第2条関係）

（表面）

写 真	身 分 証 明 書			第 号
	職名			
	氏名			
	上記の者は、平戸市個人情報保護条例第12条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。			
	年 月 日発行			
	有効期限		年 月 日	
	平戸市長			印

（裏面）

平戸市個人情報保護条例（抜粋）	
（個人情報取扱事務受託者等に対する立入検査等）	
第12条 市長は、個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、個人情報取扱事務受託者等に対し、当該事務若しくは業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は市の職員に、当該個人情報取扱事務受託者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該事務若しくは業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2	前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（罰則）	
第49条	第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。

様式第5号（第2条関係）

（表面）

写 真	身 分 証 明 書		第 号
	職名		
	氏名		
	上記の者は、平戸市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。		
	年 月 日発行		
	有効期限	年 月 日	
	平戸市長		印

（裏面）

平戸市個人情報保護条例（抜粋） （不正記録行為等をした者に対する立入検査等） 第14条 市長は、前条第4項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市の職員に、これらの規定に違反していると認めるに相当の理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （罰則） 第50条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

様式第 6 号（第 2 条関係）

個 人 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

（実施機関名） 様

郵便番号	〒 —
住 所	
氏 名	
電話番号	—（ ）—

平戸市個人情報保護条例第17条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求する個人情報の名称又は 内 容	（請求する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。）		
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（郵送等希望 有・無）		
代理人による請求の 場 合	本人の住所		
	本人の氏名	電話番号	
	本人との関係	☐ 法定代理人 （ ☐ 親権者 ☐ 成年後見人 ☐ その他（ ）） ☐ 任意代理人	
請 求 者 確 認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他（ ）		所管課収受印
代 理 人 確 認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他（ ）		
同 意 書	☐ 有		
所 管 課	電話		

<留意事項>

- 1 太線の枠内を記入し、「開示の方法」欄の該当する番号に○印を付けてください。
- 2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1) 本人請求の場合 本人であることを証明する個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - (2) 代理人請求の場合 次の 2 書類
 - ア 代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
- 3 代理人請求の場合で本人が満15歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。

様式第7号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個 人 情 報 開 示 決 定 通 知 書

年 月 日付で開示請求のあった個人情報については、平戸市個人情報保護
条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人 情報の名称又は 内 容	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 郵送等による写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日（ ） 時 分
開 示 の 場 所	
費 用	
所 管 課	電話
備 考	

<留意事項>

- 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 個人情報の開示を受ける際には、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1) 本人の場合 本人であることを証明する個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - (2) 代理人の場合 次の2書類
 - ア 代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
- 3 上記の開示日時に来庁できないときは、事前に所管課へ連絡してください。

様式第 8 号（第 2 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、平戸市個人情報保護
条例第21条第 2 項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又 は 内 容	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 郵送等による写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日（ ） 時 分
開 示 の 場 所	
費 用	
開示しない部分 及 び 理 由	（開示しない部分） （理由）平戸市個人情報保護条例第18条第 号に該当
所 管 課	電話
備 考	

<留意事項>

- 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 個人情報の開示を受ける際には、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1) 本人の場合 本人であることを証明する個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - (2) 代理人の場合 次の 2 書類
 - ア 代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
- 3 上記の開示日時に来庁できないときは、事前に所管課へ連絡してください。
- 4 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、平戸市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 5 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、平戸市個人情報保護条例第21条第3項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又は内容	
開示しない理由	1 不開示 2 存否不回答 3 不存在 4 その他
	平戸市個人情報保護条例第 条第 号に該当
所 管 課	電話
備 考	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、平戸市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、平戸市個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又 は 内 容	
条例第22条第1 項の規定による 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延 長 の 理 由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第11号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、平戸市個人情報保護条例第23条の規定により、開示決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又 は 内 容	
相当の部分につ き開示決定等を す る 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
残りの個人情報 の開示決定等の 期 限	年 月 日（ ）まで
開示決定等の期 限延長の理由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第12号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報開示決定等に係る意見照会書

あなたに関する情報が記録されている個人情報について、平戸市個人情報保護条例第17条第1項の規定により次のとおり開示請求がありました。

つきましては、当該個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第24条第1項の規定により通知します。

なお、御意見につきましては「個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。

開示請求に係る 個人情報の表示	
個人情報に記録 されているあな た の 情 報	
回 答 期 限	年 月 日（ ）まで
回 答 先 (所 管 課)	電話
備 考	

<留意事項>

開示することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について、御回答ください。

様式第13号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

あなたに関する情報が記録されている個人情報について、平戸市個人情報保護条例第17条第1項の規定により開示請求があり、次のとおり当該個人情報を開示する予定です。

つきましては、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第24条第2項の規定により通知します。

なお、御意見につきましては「個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。

開示請求に係る 個人情報の表示	
個人情報に記録 されているあなた の 情 報	
開示しようとする 理 由	
回 答 期 限	年 月 日（ ）まで
回 答 先 (所 管 課)	電話
備 考	

様式第14号（第2条関係）

個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関名） 様

郵便番号	〒 —
住所 (所在地)	
氏名 (名称・代表者氏名)	
電話番号	— () —

年 月 日付け 第 号で通知を受けた個人情報の開示についての意見は、次のとおりです。

開示請求に係る 個人情報の表示	
個人情報に記録 されている私の 情 報	
意 見	1 開示してよい。 2 開示されると支障がある。
	(支障がある理由)

<留意事項>

- 1 太線の枠内を記入してください。
- 2 「意見」欄の該当する番号に○印を付け、「2 開示されると支障がある。」に○印を付けたときは、その理由を具体的に記入してください。

様式第15号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報開示決定第三者あて通知書

あなたに関する情報が記録されている個人情報について、次のとおり決定したので、
平戸市個人情報保護条例第24条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の表示	
個人情報に記録 されているあなた の 情 報	
決 定 の 内 容	1 全部開示 2 部分開示
決 定 の 理 由	
開 示 決 定 日	年 月 日（ ）
開 示 実 施 日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

（教示）

- 1 この処分には不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、平戸市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号（第2条関係）

個人情報訂正等請求書

年 月 日

（実施機関名） 様

郵便番号	〒	—
住 所		
氏 名		
電話番号	—（ ）—	

平戸市個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

請求の区分	1 訂正 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止		
請求に係る個人情報の名称又は内容	（個人情報that特定できるように具体的に記入してください。）		
代理人による請求の場合	本人の住所		
	本人の氏名	電話番号	
	本人との関係	☐ 法定代理人 （ ☐ 親権者 ☐ 成年後見人 ☐ その他（ ）） ☐ 任意代理人	
請求者確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他（ ）		所管課收受印
代理人確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他（ ）		
同意書	☐ 有		
訂正証明書類			
所 管 課	電話		

<留意事項>

- 1 太線の枠内を記入し、「請求の区分」欄の該当する番号に○印を付けてください。
- 2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1) 本人請求の場合 本人であることを証明する個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - (2) 代理人請求の場合 次の2書類
 - ア 代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
- 3 代理人請求の場合で本人が満15歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。
- 4 訂正請求の場合は、訂正の内容が事実であることを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

様式第17号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正等については、平戸市個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり訂正等を行うことを決定したので通知します。

請求に係る個人情報の名称又は内容	
訂 正 等 の 内 容	1 訂正 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止
訂正等をした日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

様式第18号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報一部訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正等については、平戸市個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり一部の訂正等をすることを決定したので通知します。

請求に係る個人情報の名称又は内容	
一部訂正等の内容及び理由	1 訂正 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止
一部訂正等をした日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、平戸市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報不訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正等については、平戸市個人情報保護条例第28条第3項の規定により、次のとおり訂正等をしないことを決定したので通知します。

請求に係る個人情報の名称又は内容	
訂正等をしない理由	1 訂正 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止
所 管 課	電 話
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、平戸市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求のあった個人情報の訂正等については、平戸市個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

請 求 の 区 分	1 訂正 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止
請求に係る個人情報の名称又は内容	
条例第29条第1項の規定による期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
所 管 課	電話
備 考	

様式第21号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

個人情報開示等審査諮問通知書

個人情報開示等の請求の決定に対する不服申立てについて、次のとおり平戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、平戸市個人情報保護条例第32条の規定により通知します。

請求に係る個人情報 の名称又は 内 容	
請求に係る決定 内 容	
不 服 申 立 日	年 月 日（ ）
諮 問 を し た 日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

様式第22号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

不服申立てに対する決定第三者あて通知書

あなたに関する情報が記録されている個人情報の開示決定等に係る不服申立てについて、次のとおり決定したので、平戸市個人情報保護条例第33条において準用する同条例第24条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報の表示	
個人情報に記録されているあなたの情報	
決定の内容	1 却下 2 棄却 3 開示決定等を変更し、個人情報を開示する。
決定の理由	
不服申立てに対する決定をした日	年 月 日（ ）
開示実施日	年 月 日（ ）
所 管 課	電話
備 考	

様式第1号 (第2条関係)
(全部改正〔平成27年規則47号〕)

様式第2号 削除
(削除〔平成27年規則47号〕)

様式第3号 削除
(削除〔平成27年規則47号〕)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第2条関係)

様式第6号 (第2条関係)
(全部改正〔平成27年規則47号〕)

様式第7号 (第2条関係)
(全部改正〔平成27年規則47号〕)

様式第8号 (第2条関係)
(全部改正〔平成28年規則47号〕)

様式第9号 (第2条関係)
(全部改正〔平成28年規則47号〕)

様式第10号 (第2条関係)

様式第11号 (第2条関係)

様式第12号 (第2条関係)

様式第13号 (第2条関係)

様式第14号 (第2条関係)

様式第15号 (第2条関係)
(全部改正〔平成28年規則47号〕)

様式第16号 (第2条関係)
(全部改正〔平成27年規則47号〕)

様式第17号 (第2条関係)
(全部改正〔平成27年規則47号〕)

様式第18号 (第2条関係)
(全部改正〔平成28年規則47号〕)

様式第19号 (第2条関係)
(全部改正〔平成28年規則47号〕)

様式第20号 (第2条関係)
(全部改正〔平成27年規則47号〕)

様式第21号 (第2条関係)

様式第22号 (第2条関係)